

お客さま各位

株式会社トマト銀行

旧NISAの分配金再投資に関するお知らせ

平素はトマト銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社では、現在、旧NISAの「一般NISA預り」で投資信託（累投口）を保有されており、分配金が発生した場合には、「課税預り（特定口座または一般口座）」で再投資させていただいております。

2025年1月1日（水）以降、旧NISAの「一般NISA預り」から発生した分配金を、新NISAの「成長投資枠」に再投資させていただきますので、お知らせいたします。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

- 旧NISAの「一般NISA預り」の分配金

取扱	分配金への課税	再投資先
現 行	非課税	課税預り（特定口座または一般口座）
変 更 後	非課税	新NISAの「成長投資枠」

（注）但し、以下の場合、「課税預り（特定口座または一般口座）」への再投資となります。

- ・ NISA口座（またはNISA勘定）がない場合
 - ・ NISA非課税限度額を超過する場合
 - ・ 「成長投資枠」の対象外ファンド（毎月分配型、レバレッジ型投信など）の場合
- なお、旧NISAの「つみたてNISA預り」のファンド（現在の「つみたて投資枠専用ファンド」）は直近5年間、分配金を出していないため、実務上、再投資は発生していません。

2. 変更日

2025年1月1日（水）

3. その他

なお、「ジュニアNISA口座（または継続管理勘定）」を保有されており、翌年に成人NISAに移行するお客さま（その年の1月2日～翌年1月1日に18歳を迎えるお客さま）におかれましては、年末最終営業日に分配金が発生した場合に限り、翌年の新NISAの「成長投資枠」に再投資させていただきます。

以上